

2015 年 10 月

ペーパーレストレーディング(電子 Bills of Lading) FAQs

本 FAQs は関連の当組合特別回報と併せてご覧下さい。本 FAQs では、ペーパーレストレーディングシステム/電子 Bills of Lading (B/L)システムの使用、およびそれに伴う P&I カバーへの影響についてクラブに寄せられた照会を扱っています。

電子 B/L に関する更なるご質問等については当組合までご照会下さい。

1. 国際 P&I グループ(IG)におけるペーパーレストレーディングの取り扱いは？

2015 年 10 月 27 日付特別回報第 15-010 号をご参照下さい。

電子 B/L システムの使用において、クラブとしては当該システムが伝統的な P&I カバーのベースとなる B/L の 3 つの主要機能(貨物の受取証、権利証券、Hague/Hague-Visby Rules を摂取した運送契約)を確実に担えるかどうかの確認が必要となります。

2. どの電子 B/L システムで生じる責任も P&I でカバーされますか？

- (a) 紙面の B/L でも生じたであろう責任については、どの電子 B/L システムから生じる責任であっても通常 P&I のカバー対象になります。
- (b) 紙面の B/L であれば生じなかったものの電子 B/L を用いたことで生じた責任については、当該電子 B/L システムが IG により承認されていない限り、カバーの可否はクラブの裁量となります。

3. IG/クラブが承認しているシステムはありますか？

2015 年 10 月 27 日付特別回報第 15-010 号でご案内している以下の 3 つのシステムが IG により承認されています。

- (a) essDOCS Exchange Ltd DSUA 2009.3 and DSUA 2013.1 (essDOCS)
- (b) Bolero International Ltd Rulebook/Operating Procedure 1999 (Bolero)
- (c) E-title (The Electronic Title User Agreement) version 1.2

利用される電子 B/L システムが正しいシステムコードのもので承認されているバージョンかどうかご確認下さい。

4. 非承認の電子 B/L システムよりも承認されたシステムを使った方がよいでしょうか？

承認された電子 B/L システムを使うことで P&I 保険の対象となる責任に対するカバーに支障は生じず、Q5 に述べる非承認システム使用によるリスクを避けることができます。

但し、保険契約規定に規定された免責や除外規定は引き続き適用されます(紙面の B/L の場合と同様です)。同免責及び除外規定には以下のような積荷の運送に関するカバー除外が含まれます。

- ・ 事実と異なることを知りながら積荷の種類、数量、状態を記載した電子書類を作成/発行したことによるもの
- ・ 積載された積荷数量と異なることを知りながら電子書類を作成/発行したことにより生じた貨物の不足損害
- ・ 運送契約に定められた港又は地以外での積荷の荷揚げによるもの
- ・ 日付を繰上げ若しくは繰下げた電子書類の作成/発行によるもの
- ・ 流通可能な電子書類の提出を受けない積荷の引渡しによるもの

5. 非承認システムを使用した場合のリスクは？

上記 1. で述べたとおり、紙面の B/L における全ての機能を電子システムが果たさないと見なされるリスクがあります。一例として、法律上の争いになった際に、非承認システムにおいてシステムが想定したような貨物の所有権の移転が認められない可能性があります。その場合、積荷の所有権及び誤渡しについて紛争となる可能性があります。また、Hague/Hague-Visby Rules が有効に電子 B/L に摂取されていないのではないかと争いになる可能性があります。非承認電子 B/L システムの使用により当該事態が発生した場合、理事会の判断でカバーされる場合を除き、原則として P&I 保険のカバーの対象にはなりません。

6. 電子 B/L の使用により負う可能性のある責任はその他にありますか？

電子 B/L システムを使用する場合、システム運営者(essDOCS、Bolero、E-title、非承認システム提供者)と契約を締結する必要があり、その契約内容には電子 B/L システム利用のための最低限の IT 標準を維持し、User Agreement に規定された通りにシステムを使用する義務が含まれています。また、User Agreement には通常守秘義務も含まれています。これらの義務に対する違反があった場合、User Agreement に基づき他の利用者や電子 B/L システム提供者に対する契約上の責任が生じる可能性があります。当該責任は一般のソフトウェアや IT アプリを使用する際に生じるものと同様であり、P&I 保険のカバー対象にはなりません。

7. 上記責任をカバーする保険はありますか？

上記責任はノンマリンリスクであり、事業保険でカバーされるものと思われます。従いまして、事業保険者/ブローカーにご相談下さい。保険の区分としては「サイバーリスク」、「ビジネスリスク」に該当するかもしれません。

8. 承認システムを使用する場合、Bolero Rule Book、essDOCS User Agreement、E-title User Agreement のコピーはどのように入手できますか？

これらシステムの使用を申し入れてきた者から入手するか、同者を通じて Bolero/essDCOS/E-title から入手できます。

9. 承認システムの Rule Book や User Agreement についてクラブのチェックや承認を受ける必要はありますか？

必要ありません。IG は上記書類を(変更なく上記システムバージョンに一致する限り)認容可能として承認しております。

10. 非承認システムを使用する際にクラブは書類をチェックしますか？

システムの使用については組合員自身で確認する必要があります。各クラブはIGを通じて承認したシステム以外のものを独自に承認することはできません。非承認システム運営者が承認を求めて IG 事務局にコンタクトすれば、各クラブから選任されたスタッフで構成される小委員会で検討しますが、検討作業には時間がかかります。

11. 電子 B/L システムは、条約や法規則ではなく特定の契約に基づくものです。承認システムを使用する場合、Hague/Hague-Visby Rules を摂取した運送契約とならずに P&I 保険カバーに支障が生じるリスクはありますか？

3つの承認システムは、紙面の B/L に基づく運送に適用される条約や国内法が等しく電子 B/L を用いた運送にも適用されることを明確に規定しています。従って、電子 B/L に規定される条件の中で紙面の B/L が発行された場合と同様に Hague/Hague-Visby Rules や関係条約・国内法が適用されることになっている限り、クラブカバーに支障は生じません。

Hamburg Rules のような別の法規則が強制適用される場合も、紙面の B/L と同様にクラブカバーに支障は生じません。

12. 電子 B/L の使用に関する用船契約書の標準文言はありますか？

BIMCO が電子 B/L の使用に関する用船契約書における標準条項を発行しています。同条項は船主、用船者、IG の代表団から成る委員会で起草されたものです。同条項は以下のリンクからご覧頂けます。

https://www.bimco.org/~media/Chartering/Special_Circulars/SC2014_03.ashx

以上